

令和3年度第2回精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会 議事摘録

■日時

令和3年8月18日（水）午後1時30分から2時30分まで

■場所

精華町役場3階入札室

■出席委員

- ・1号委員：（委員長）石倉 研（龍谷大学政策学部講師）
- ・2号委員：上村 卓三（町社会教育委員）
- ・3号委員：（副委員長）清水 泰律（前菱田自治会長）

■出席事務局職員

- ・教育委員会教育部長 浦本 佳行
- ・教育委員会教育部生涯学習課長 田原 孝一
- ・教育委員会教育部生涯学習課長補佐 山口 健司
- ・教育委員会教育部生涯学習課長補佐 島川 宗久
- ・教育委員会教育部生涯学習課担当 仲村 大

■傍聴者

なし

■内容

1. 開会

（生涯学習課長）

本評価委員会は、評価委員会設置要綱第2条に基づき、教育委員会に対し、審査及び評価した結果を報告する。

第1回目の評価委員会では、令和2年度事業実績や、教育委員会のモニタリング評価結果を確認いただき、皆様に審議いただいた。

その前回の審議を踏まえ、委員長と事務局とで評価結果についての報告書案、指定管理者制度継続採用の妥当性を検証した結果についての報告書案を準備した。今回は、それを基に、本会の所掌事務である教育委員会に対する報告に向けて、指定管理者が行う管理運営状況等の評価結果等を取りまとめる機会とする。

2. 議事

（1）指定管理者の評価について

（石倉委員長）

事務局からの説明のとおり、第1回評価委員会の審議結果を踏まえて、私と事務局で

報告書案を準備した。

報告書案の説明を事務局からする前に、1点、皆様に提案したい事項がある。

前回の評価委員会の数日後に、むくのきセンターにおける防犯カメラの運用について、利用者から指定管理者に申入れがされた事案があったとのことである。事務局からその内容を説明するが、施設の利用者に深く関わる管理運営上の問題であることから、この件について、この評価委員会の場において皆様で議論いただき、評価の報告書案に付け加えたいと考えている。併せて、むくのきセンターは避難所の役割を持つことから、災害という点からも少し言及していきたいと事務局を交えた中で考えている。長雨やコロナ禍もあるので、災害との関係で少し意見を付け加えたい。以上の内容を報告書案の検討を要する意見の4つ目にまとめている。これらの点について、ご議論いただきたい。

事務局から資料説明をお願いする。

(生涯学習課長)

説明の前に、第1回評価委員会の後日に、施設利用者から、むくのきセンターの方へ頂戴した意見について報告する。

むくのきセンターは、平成13年の開設当初から、防犯や防災、事故防止など利用者の安全対策と施設管理を適正に行うために、管理用カメラを館内、館外に設置している。また、玄関ロビーや廊下など共用部分だけでなく、会議室や和室などの室内にもカメラを設置している。いずれも録画機能はなく、天井に付いているカメラから一方向に撮影した映像を事務室のモニターでスタッフが目で見て確認をする仕様のカメラで、このカメラについて、先日、一部の利用者の方から、利用者にカメラ設置の周知もなく撮影をしているのは問題があるのでは、という意見をいただいた。カメラの運用に関しては、精華町で、精華町防犯カメラの設置及び管理運用に関する指針があり、これに照らし合わせたところ、カメラを公共施設に設置するに当たっては、このカメラを設置していることを表示して施設利用者にも周知することとされている。今回の件を、改めて調査したところ、むくのきセンターの館内に、カメラの設置を利用者の方に周知する掲示が一切なかったことが判明した。教育委員会でも、改めてむくのきセンターの管理用カメラの役割について検討して、引き続きこのカメラの適正な運用を行うこととし、教育委員会から指定管理者に指示を出し、既に、カメラの設置を周知する館内表示の対応を行った。この件は、むくのきセンターの利用者の安全対策と施設管理を目的としたカメラの運用に関するものであるため、今日報告をし、委員皆様の意見も頂戴したいと考えている。続いて、評価結果案の内容を説明する。

(事務局)

この評価結果は、教育委員会に対する報告のほか、町議会などで公表する。

評価結果について、評価した点として、次の4点。

- ①指定管理者は、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス）を活用して、効果的な情報発信に努め、利用者増加の取組を積極的に行っている。
- ②むくのきセンターアリーナ当日コート貸しやテニスコートの夏季早朝開放、窓口受付時間の拡大など、施設の利便性向上の取組を継続して実施されている。
- ③生涯学習拠点施設としての役割を十分に理解し、生涯スポーツ・文化の振興及び利用者サービス向上のため各種スポーツ教室や文化教室などの自主事業に積極的に取り組

んでいる。

④教育委員会からの臨時休館等の要請に応じるなど新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行い、利用者の安全安心を確保し、また、利用料金等の減収を自助努力により国等の補助金・支援金で補填し、安定運営ができています。

検討を要する意見として、次の4点。

- ①今後においても利便性の向上や施設利用者数増加に資するよう、ホームページやSNSを活用して情報発信に努めるとともに、コロナ禍における自主事業等の充実のため、オンライン活用や屋外施設の積極利用など、引き続き工夫して取り組まれない。
- ②教育委員会と指定管理者は、むくのきセンターの展示コーナー等のスペースを活用し、町民が歴史や文化を学ぶ機会とするなど、施設がより生涯学習の拠点として町民に親しまれるような取組を進められたい。
- ③教育委員会は、今後も指定管理者と連携して各施設の経年劣化等の状況を的確に把握し、計画的修繕に必要な財源確保に努められたい。
- ④教育委員会は、指定管理者と連携し、むくのきセンター運営に当たり、新型コロナウイルス感染症対策、防犯対策、災害対応などについて、時代の変化に即応し、利用者の安全安心の確保に最大限努められたい。

(石倉委員長)

検討を要する意見の4番目、防災、防犯との関係に関しては、皆様からも意見をいただき議論を深めたいと思う。最近の長雨に加えて土砂崩れや地震も起きており、災害多発列島に日本がなりつつある中で、やはりむくのきセンターが防災との関係でいろいろ果たすべき役割はあるだろうと思っている。それらの災害に加えてコロナ禍にあり、ワクチン接種会場として使われるなど、町内におけるむくのきセンターの役割はかなり大きいのではないかと考えている。加えて、防犯との関係でカメラの説明もあったが、緊急対応や施設の安全な管理運営においてもある程度必要なことであるため、防災、防犯に関することも今回検討を要する意見としてまとめている。

(清水委員)

カメラで部屋を映しているということだが、録画機能がないということは、どこの施設でも、その時の、その状態を映しているだけか。

(事務局)

当初から録画機能がない機器を設置し、現在もライブでモニターに映し出したものをスタッフが目視しながら管理するという運用である。今後も、そういう録画機能のないカメラで運用することとしている。

(清水委員)

むくのきセンター以外の施設も同じ録画機能のない機器を使っているのか。

(事務局)

施設によっては録画してデータを保存しているという施設もある。そのデータの保存等については、ルールを決めた中で運用している。

(清水委員)

20年前の当時は予算的な面でその方式ということか。

(事務局)

20年前の状況は定かではないが、むくのきセンターのカメラの配置については、限られたスタッフ、人数で管理していく時に、規模の大きい施設なので、広いフロアを、2階、3階、4階と管理するにはどうしても死角ができる部分が多くある。利用者の方の安全確保という面で、事務室にいるスタッフが全てを見渡すということができないのでカメラを設置されたという経過があるのではと考えている。

(上村委員)

録画機能がなかったら、後で検証することも一切できないし、ほとんど防犯上も機能しないので、そういう機器を設置していることの意味合いがあまり感じられないのではと思う。現在は、廉価でデジタルの長時間録画機能のものがあるので、むしろ今はそういう機能が大事ではないか。

(事務局)

20年前の設置当時の社会情勢というのは、今ほど社会的にカメラに対する心理的、感情的な部分で許容されていなかったと思う。最近はいろんな意味で街中のカメラなどが、いわゆる犯罪抑止であったり、犯人逮捕につながったりと社会的にカメラの優位性が認知されてきたという時代背景があると思われる。

やはり当時は、館内にあると、防犯カメラというよりは監視カメラで監視されている意識、感情があったのではとも思う。

このカメラは、利用者の安全確保、例えば利用中に不審者が忍び込んでいないか、部屋で誰か倒れていないかなど異変が起こっていないかというのをリアルタイムで知り得る情報として見て、何かあればすぐ現場に駆けつけられるよう、モニターで目視しているものである。画像データ記録が残っていないので、それを後日捜査に活用するとかそういう防犯機能はない。一方で、カメラで画像データを記録すると、個人が識別できるようなデータは個人情報に当たり、その取扱いについては、個人情報保護の観点で、個人情報保護法等の法令に則り指針を定め取扱いをしていかなければならない。現在は、ライブカメラで撮影した画像で館内を管理する運用だが、将来的に、カメラの運用について、利用者の安全、防犯面、防災面でより有益な形で運用していくかは、今後の検討課題であると考える。

(清水委員)

今回掲示をしたというのは、どんなところに何か所ぐらいか。

(事務局)

各部屋、会議室に入って、電灯のスイッチ横に、この部屋にカメラを作動しているという張り紙と、むくのきセンターに入る正面玄関と入口の掲示板に、当館はカメラによって安全管理、施設管理を行っているという張り紙をしている。

(清水委員)

精華町の防犯カメラの指針は、以前からあったのか。

(事務局)

精華町の防犯カメラの指針は平成25年に策定した。京都府は同じような指針を平成18年に策定している。したがって、むくのきセンターの整備当初には、指針を持っていたということではない。

(清水委員)

後に指針ができて、その時に該当するところに張り紙など対応するように確認しなければいけなかったということか。

(事務局)

本来であれば平成25年の指針策定時に、そのルールに則って既存の施設も同じように確認して対応しなければならなかったということが、事務が漏れており、今回改めて判明したので、速やかに対応したということである。

(石倉委員長)

カメラの運用は、個人情報管理にも関わるので、町の方針としてどうしていくかということは将来的な課題であると思う。今回の検討を要する意見のところ、防犯対策を含めておくことで、今後においても引き続き議論が必要なこととして示唆できると思っている。

(清水委員)

防災、避難施設として開設された時に、現状ではむくのきセンターの管理の防犯責任者が中心になって対応されると思うが、防犯責任者は男性一人なのか。女性も同じように同じ立場で設けているのか。女性に対応した方が適切な場面も想定し、男女で同じような体制をとったほうが良いのではと思う。

(事務局)

災害時に、むくのきセンターが自主避難所として開設されると、通常は、町職員が避難所運営のスタッフとして2名配置される。むくのきセンター指定管理者のスタッフとは別に、町職員が2名配置されるが、必ずしも男女ではなく、24時間体制になった夜間では、男性スタッフ2名となる方が多い。災害対応の時に、避難所運営には町職員が当たっているが、指定管理者側も施設管理者としてスタッフを別で配置するような連携が必要ではないかということで、今回検討を要する意見の中に組み入れた案になっている。

(上村委員)

むくのきセンターが避難時の大きな拠点になる可能性があるという件に関して、周辺一帯は大雨などで冠水する危険性があるが、防災上どの程度機能できると考えているか。むくのきセンターは施設が全部2階以上で高さが確保されているので、浸水の程度にもよるが、その点でいえば避難所として機能するとは思われるが。

(事務局)

町では防災マップを作成し、防災情報を住民の皆様には知らせている。ご指摘のとおり、木津川の氾濫、煤谷川の氾濫によって、むくのきセンター周辺は水が浸く地域になっているので、いわゆる水害ではなく地震の対応として、比較的大規模な被災を想定した場合には、むくのきセンターのような大きい施設は、非常に有効な避難拠点になり得ると考えている。一方で、内水氾濫等で水が浸くような場合はむくのきセンターではなく、例えば高台にある廣学館高校の敷地を借りて避難所を開設するなど、災害の種類やその状況に応じた対応を考えている。そのことをしっかりと住民の皆さんに伝えること、災害対応の情報共有というのが二次災害を防ぐ意味でも大事であると思う。

(石倉委員長)

現状の防災関係について、教育委員会だけでなく町全体との関わりになるが、指定管理者との連携や広報といった体制は、どうなっているのか。今は災害がいつ起こるかわからない時代であり、間違っただけで避難されるのは大きなリスクがあるので、住民への情報発信も含めていろいろな連携の方法はあるのではと思われる。

(事務局)

災害時に精華町が災害対策本部を立ち上げ、むくのきセンターを避難施設として開設する段階において、指定管理者は、むくのきセンターを使用できる状態にまで準備しておくことが現状の役割となっており、避難所の運営について、町側と一緒に何かするところまでは連携ができていない。今後、指定管理者が避難所運営に関しどのような役割を担えるかということについては検討課題であると思っている。

(石倉委員長)

意見も出尽くしたと思うので、特に今、防犯、防災関係で意見をいただいたが、教育委員会に対する報告について、私と事務局とで最終調整させていただきたいと思う。今後、町全体の防災、防犯に関する事項も踏まえた上で指定管理者においては、引き続き、どういう連携をしていくのかということを決めてもらうということで、特に大きく文言を修正することはないかと思っている。概ね肯定的に評価できるもので、また教育委員会とともに検討していくこともあるかと思うので、引き続き、それらを取り組んでいただければと思う。

全員異議なしで承認される。

(2) 指定管理者制度継続採用の妥当性の検証について

(石倉委員長)

前回の評価委員会の審議結果を踏まえて、私と事務局で報告書案を準備した。資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

検証結果について、教育委員会に対し報告するものである。

審査及び検証結果として、総合的に指定管理者制度の効果があるものとして評価した点を5点、併せて今後において、指定管理者を公募、選定する際に、さらに充実したものになるよう、検討されたい点についての意見として3点記載した。

評価した点

- ①むくのきセンターの利用者数は、制度導入前、指定管理第1期の平均値と比べても増加傾向にある。
- ②生涯学習拠点の役割を十分理解し、スポーツ教室や文化講座など自主事業に継続的に取り組み、事業内容の充実と収入確保を実現されている。
- ③ホームページを活用した情報発信や利用者ニーズに基づく取組を行い、施設利用者の利便性が向上している。
- ④利用料金収入、自主事業収入ともに増加させ、収支のバランスをとりながら人員体制を強化し、安定した運営が行えている。
- ⑤包括的に維持管理業務を委託し、専門的、効率的で適切な施設管理を行う一方で、職

員等で対応可能な維持管理業務は職員や会員が協力して実施することで経費節減に努められている。

公募、選定時に検討を要する意見

- ①むくのきセンターは、生涯学習の拠点施設であるので、コロナ禍においても住民のスポーツ振興、文化発展・向上に寄与する事業展開についての方針を明確にすること。
- ②公共サービスの担い手として、教育委員会等と円滑な連携を図り、施設の維持管理、修繕等について効果的な対応を図ること。
- ③教育委員会は、指定管理者と連携して各施設の経年劣化等の状況を的確に把握し、計画的な修繕対応とその財源確保に努めること。

(石倉委員長)

今も緊急事態宣言が出て、閉館を余儀なくされているが、コロナ禍における自主事業をどう展開していくかということは、検討を要する意見の①のところに含まれる内容である。参加者の確保や屋外施設の利用の方法など、コロナ禍における文化の発展・向上に資する展開というのは、今後も必要と思われる。もう一つは、やはり指定管理者の努力だけでは限界があるというのも今回の議論等でも出てきている内容である。町や教育委員会との連携も深めながら、地域のコミュニティセンターでもあるので、町全体におけるむくのきセンター等の位置づけについて、他の施設とも連携しながら進める必要があると思っている。妥当性については概ねこの内容で良いのではと思う。

(上村委員)

追加意見などは特にない。

(清水委員)

円滑な連携をより深めていくということで異議はない。

(石倉委員長)

教育委員会に対する報告書の文言等の最終調整はしたいと思う。

全員異議なしで承認される。